

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年7月21日(木)午後1時30分から午後2時45分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
7番	石毛甲子男	委員	8番	郡司武幸	委員
9番	今井睦子	委員	10番	石田利之	委員
11番	大木丈雄	委員	12番	伊藤栄治	委員
13番	椎名正和	委員	14番	山崎幸治	委員
15番	伊藤喜信	委員	16番	久古浩二	委員
17番	大木寛	委員	18番	渡邊弘仁	委員
19番	熱田幸子	委員	20番	川口京子	委員
21番	太田忠治	委員	22番	菱木信治	委員
23番	大木一夫	委員	24番	石井敏雄	委員
25番	椎名勝英	委員	26番	鈴木正夫	委員
27番	伊藤定夫	委員			

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 6件

議案第4号 推定相続人等に関する適格者証明願について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局員3名

7 会議の概要

事務局 　ただ今から平成28年7月農業委員会定例総会を開会いたします。  
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 　それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いいたします。

議 長 　本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。

　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と  
いたします。

　お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議なしと認めます。

　よって議事録署名委員は、26番鈴木正夫委員、27番伊藤定夫委員を  
指名いたします。

　以上で日程第1を終わります。

議 長 　続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 　それでは、議案第1号の番号2番は所有権移転に関する件、番号1番及  
び3番から7番までは賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から7番までを議案書を基に朗読】

番号1番から7番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第  
2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

　以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

16番 　番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

20番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

24番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

2番 番号4番について、譲受法人の保有労働力や農業技術からみても問題な  
いと思われま

19番 番号5番から7番までは、同一の譲受法人です。譲受法人の保有労働力  
や農業技術からみても問題ないと思われま

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打  
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」の採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定  
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

**【議案第2号、番号1番及び2番を議案書を基に朗読】**

事務局 番号1番は、専用住宅用地として、現況畑1, 267㎡の内500㎡に  
計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、貸駐車場用地として、現況畑1,267㎡の内767㎡に計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

6番 　番号1番と2番の申請者は同一人です。申請地に専用住宅と貸駐車場を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議長 　議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 　挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 　次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

**【議案第3号、番号1番から6番までを議案書を基に朗読】**

事務局 　番号1番は、専用住宅用地として地目畑、現況宅地218㎡を借受け計画するものです。本案件には始末書が添付されています。農地の区分は問題ないと考えます。

番号2番は店舗用地として現況畑760㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は太陽光発電施設用地として畑計420㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は専用住宅用地として畑323㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は専用住宅用地として畑10㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本計画は申請地の隣接地、地目山林と併せた事業計画となっており計254㎡に専用住宅用地を計画するものです。

番号6番は太陽光発電施設用地として畑548㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

16番 　番号1番について、父より地目畑、現況宅地218㎡を借受け専用住宅を計画するものです。申請者は平成24年に転用許可を受け住宅の建設に着手しました。工事竣工後、現地を測量したところ申請地とは別の場所に住宅を建設していたことが判明したため始末書を添付しての申請となっております。

現地を確認すると、申請地には住宅が建設されておりました。併せて隣接している農地に砂利が敷設されておりました。砂利は撤去すると伺っていましたが、未だに違反転用が是正されていませんでした。

転用許可に関する事務指針を確認したところ、違反転用者には許可することができないとの規定がありました。

ただ、違反転用者とするには、諸手続きが必要となっていることから、現時点では違反転用者とはならないようですが、このまま許可してよいか疑問があります。

22番 　番号2番について、申請地に店舗駐車場を計画するものです。申請地は第2種農地であり、転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

1番 　番号3番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。申請地は第2種農地であり、転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

ただし、この申請者は太陽光発電施設の転用許可を平成26年度と平成27年度に計3か所受けていますが、その内2か所は未着工となっております。転用許可に関する事務指針の中に許可済地の大半が完了していない場

合、合理的な理由を除き許可することができないとの規定があります。

着工出来ない理由について、合理的な理由となるか再度検討をお願いしたいと思います。

26番 番号4番について、譲受人は現在集合住宅に住んでいますが、手狭となったため専用住宅を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号5番について、譲受人は現在集合住宅に住んでいますが、手狭となったため専用住宅を計画するものです。転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

19番 番号6番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。申請地は第2種農地であり、転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

1番 番号1番について、地元委員も疑問を持っておられるので、他の案件とは別に審議採決してはいかがかと思えます。

22番 番号3番について、地元委員も疑問を持っておられるので、他の案件とは別に審議採決してはいかがかと思えます。

議長 番号1番と番号3番について、他の案件とは別に審議採決してはどの御意見がありますが、これに御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認め、番号1番と番号3番については他の案件とは別に審議採決します。

議長 番号1番と番号3番を除き、質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番と番号3番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番と番号3番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番についてを議題とします。質疑、御意見はございませんか。

1 1 番 提出されている始末書について、朗読をお願いします。

事務局 【始末書を朗読】

1 1 番 申請地の建物に対する始末書だと思いますが、隣接農地の違反転用についての対応はどの様になりますか。農地に回復することとなりますか。

事務局 近日中に、農地に回復するとの報告は頂いています。

1 6 番 申請者より、農地に回復するとの報告は頂いています。

議 長 事務局にて、農地への回復状況について後日確認をお願いします。

1 番 申請地については、始末書も提出されており、致し方がないかと思いますが、隣接農地の違反転用が是正されていないことから許可にあたっては慎重に審議されるよう意見を付した上で許可相当として県へ進達してはいいかがかと思えます。

議 長 その他、質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 暫時休憩します。

議 長

会議を再開します。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番について、隣接農地の違反転用が是正されていないことから許可にあたっては慎重に審議されるよう意見を付した上で許可相当として県へ進達したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番について、隣接農地の違反転用が是正されていないことから許可にあたっては慎重に審議されるよう意見を付した上で許可相当として県へ進達することに、賛成の委員の挙手を求めます。

議 長

挙手全員であります。

よって本案は、左様決しました。

議 長

引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番についてを議題とします。最初に申請者からの転用許可済地の事業実施状況報告の朗読を事務局からお願いします。

事務局

【転用許可済地の事業実施状況報告を朗読】

議 長

転用許可済地の事業実施状況報告の朗読が終わりました。番号3番について質疑、御意見はございませんか。

22番

申請地については、地元委員の報告のとおり問題はないと思いますが、許可済地の大半が未着工となっていることから許可にあたっては慎重に審議されるよう意見を付した上で許可相当として、県へ進達してはいいかがかと思えます。

議 長

その他、質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

暫時休憩します。

議 長

会議を再開します。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定につ



いて」の番号3番について、許可済地の大半が未着工となっていることから許可にあたっては慎重に審議されるよう意見を付した上で許可相当として、県へ進達したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号3番について、許可済地の大半が未着工となっていることから許可にあたっては慎重に審議されるよう意見を付した上で許可相当として、県へ進達することに、賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第4号「推定相続人等に関する適格者証明願」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

**【議案第4号、番号1番を議案書を基に朗読】**

議 長 次に、地区担当委員から御報告をお願いします。

4番 番号1番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ  
ます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「推定相続人等に関する適格者証明願」の質疑を打ち切る  
ことに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「推定相続人等に関する適格者証  
明願」の採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手  
を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 6件  
議案第4号 推定相続人等に関する適格者証明願について 1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成28年7月21日の匝瑳市農業委員会の定例総会  
を閉会いたします。